

高齢者虐待防止のための指針

介護老人保健施設
カーサビアンしろさと

(施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し権利擁護に資することを目的に高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待……高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ② 介護・世話の放棄・放任……高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待……高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待……高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待……高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項)

- 第2条 当施設では、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者は当施設の施設長とし支援相談員、介護支援専門員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とする。
2. 身体拘束廃止委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業（居宅介護支援事業所等）と連携して虐待防止委員会を開催する場合がある。
 3. 会議の実施に当たっては、テレビ、電話会議または事前の情報収集等を踏まえ開催する場合がある。
 4. 虐待防止委員会は、必要な都度担当者や委員会メンバーが招集する。
 5. 虐待防止委員会の議題は担当者夜委員会メンバーが定める。
- 具体的には次のような内容について協議するものとする。
- ① 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること。
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき虐待の防止を徹底します。

2. 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見、事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策
3. 実施は、年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
4. 研修の実施内容について、研修資料、実施概要、出席者等を電磁的記録等により記録保管する。

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに城里町に報告するとともにその要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は、役職位の如何に問わず厳正に対処する。

2. また、緊急性の高い事案の場合には、城里町及び笠間警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 職員等が他の職員等による利用者の虐待を発見した場合、担当者あるいは委員会メンバーに報告する。虐待者が担当者や委員会メンバーであった場合には、他の上長等に相談する。

2. 担当者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談および報告があった場合には報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者や委員会メンバーの場合は他の上長者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。

3. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
4. 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は城里町の窓口等外部機関に相談します。
5. 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
6. 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認の概要及び再発防止策を併せて城里町に報告します。
7. 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明しその求めに応じ社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上長者に相談します。

2. 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取扱に留意し当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
3. 対応の流れは、上述の「第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
4. 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入所者等に関する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 第3条に定める研修会その他、各地区社会福祉協議会や全国老人保険施設協会により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和3年4月1日より施行する